

愛媛県地域がん登録事業実施要綱

(目的)

第1条 がん対策は、県民の保健・医療上重要な課題となっており、この対策を有効かつ効果的に推進するためには、がんにかかわる医療情報の正確な把握が不可欠である。

このため、地域がん登録を実施し、がんにかかわる医療情報を収集、解析することにより、がん対策の効果的な推進を図ることを目的とする。

(実施主体)

第2条 愛媛県は、一般社団法人愛媛県医師会及び全医療機関並びに市町等の協力を得て、本事業を実施するものとする。

(業務委託)

第3条 愛媛県は、地域がん登録に係る情報収集・集計分析等業務について、都道府県がん診療連携拠点病院である独立行政法人国立病院機構四国がんセンター（以下、「四国がんセンター」という。）へ委託を行う。

2 その他、委託に際して必要な事項については、愛媛県及び四国がんセンター双方にて協議の上、別に定めるものとする。

(登録室)

第4条 四国がんセンターは、委託事業に係る業務遂行と平成19年1月からの本事業に係る届出票等個人情報資料の保管・管理等を行うため、四国がんセンター内にがん登録室（以下、「がんセンター内登録室」という。）を設ける。

2 がんセンター内登録室の管理・運営については、四国がんセンターにおいて責任者を置くこととし、四国がんセンターは、委託業務の遂行に際して医学的指導に当たる医師及び登録作業等を行う実務担当者を複数名配置し、業務の円滑な実施に努めるものとする。

3 愛媛県は、がんセンター内登録室に、委託業務の遂行に要する地域がん登録標準データベースシステム及び都道府県がんデータベースシステムに係る機器を設置する。

4 愛媛県は、愛媛県心と体の健康センター内に地域がん登録室（以下、「健康センター内登録室」）を設け、事業開始から平成18年12月までの本事業に係る届出票等個人情報資料の保管・管理等を行なう。なお、健康センター内登録室の情報管理については、愛媛県保健福祉部健康衛生局健康増進課が所管するものとする。

(対象疾患)

第5条 登録の対象は、次のとおりとする。ただし、登録時死亡の場合は、一部の良性・悪性の別不詳の新生物を含む。

- (1) 上皮内がんを含む全悪性新生物（疑診を含む）
- (2) 頭蓋内の良性腫瘍

(登録の方法)

第6条 次の各号に掲げる手順により、がん患者にかかわる情報の届出及び死亡小票転写票による全死亡についての確認を行い、個々の患者情報等を登録するものとする。

(1) 医療機関からの届出

ア 県内に所在する医療機関の医師は、第5条に規定する疾患を診断したときは、悪性新生物患者届出票（以下、「届出票」という。）（様式第1号）に所要事項を記載のうえ、がんセンター内登録室あてに送付するものとする。

イ 地域がん診療連携拠点病院にあつては、院内がん登録システムを利用して地域がん登録に必要な電子データを出力し、これを電子媒体でがんセンター内登録室へ送付するとともに、外字データの確認を行う必要があるため、印刷出力の届出票または姓名表記及び住所データも併せて提出する。

(2) 出張採録

登録は原則として医療機関からの届出によるが、必要な場合は、医療機関の協力を得て、出張採録を行うものとする。

(3) 死亡小票による登録

ア 各保健所は、人口動態調査の死亡小票転写票を電子データにて作成し、保健福祉部健康衛生局健康増進課（以下、「健康増進課」という。）へ電子媒体にて送付するものとする。

イ 健康増進課は、各保健所から送付された死亡小票転写票の電子データを取りまとめ、がんセンター内登録室へ電子媒体にて送付するものとし、がんセンター内登録室は、送付されたデータの確認と必要な事項の登録を行い、登録終了後は直ちに送付された電子媒体から死亡小票転写票データの完全消去処分を行う。

(4) 遡り調査

死亡小票転写票のデータから把握したがんによる死亡者の中で、医療機関からの届出及び出張採録による情報採取による登録が行われていない者については、死亡小票転写票のデータから把握した当該死亡者を診療した医療機関に対して、遡り調査を実施する。

(5) 生存確認調査

生存確認調査は、登録後5年及び10年経過した時点で死亡情報を把握していない者について、市町へ住民票照会を行い、生死の状況を確認するものとする。

(6) 登録

がんセンター内登録室は、第1号から第5号により情報を取得したときは、内容を精査し、患者ごとに所要事項を地域がん登録標準データベースシステム及び都道府県がんデータベースシステムに登録する。

(7) 有用性が認められない届出

がんに係る調査研究における有用性が認められない届出は、初回の診断が行われた日（当該がんについて複数の医療機関において診断が行われたことにより、当該日が複数ある場合にあつては、最も早い日）から起算して5年を経過した日の属する年の翌年の1月1日以後に行われる当該がんについての届出とする。

(集計、解析)

第7条 がんセンター内登録室は、前条の方法により登録した情報について、必要な集計、解析を行い、その結果を取りまとめて愛媛県へ報告する。

(結果の公表)

第8条 愛媛県は、集計、解析した結果の報告を必要に応じて公表する。

(登録情報の利用申請)

第9条 がん登録事業の目的に資するため予後情報を必要とする医療機関（過去に愛媛県がん登録へ届出票を提出した医療機関に限る）は、愛媛県地域がん登録予後情報利用申請書（様式第2号）により健康増進課長に対し利用申請を行い、健康増進課長は、愛媛県地域がん登録予後情報利用承認（不承認）書（様式第3号）により利用の承認もしくは不承認を行う。

2 提供できる予後情報は、当該申請をした医療機関が、がん登録事業へ届出を行った患者の死亡日のみとする。

3 本事業で得た地域がん登録資料は、愛媛県個人情報保護条例の趣旨にかんがみ、個人情報の保護に十分配慮しつつ、がんの原因の究明、がん予防活動の評価、医療活動の評価等、がん予防の推進並びにがん医療の向上に寄与する目的で利用することができる。その手続きについては別に定める。

4 前項の利用の対象者及び手続等については、愛媛県個人情報保護条例の趣旨を踏まえ、別に定める。

(事業の周知)

第10条 本事業の周知については、愛媛県及び一般社団法人愛媛県医師会が行うものとする。

(精度管理)

第11条 愛媛県は、この事業を円滑かつ効果的に実施するため、愛媛県生活習慣病予防協議会がん登録部会（以下、「がん登録部会」という。）の指導助言を得るものとする。

(秘密の保持)

第12条 本事業の実施に携わる者は、この業務に関連して得た秘密は他に漏らしてはならない。また、その職務を退いた後も同様とする。

2 前項の規定は、第9条に定める申請を行った医療機関について準用する。

3 第6条第1項第1号から第5号により得られた情報については、本事業の集計、解析以外の目的のために使用することはできない。ただし、疫学研究への活用等提供することに公益上の必要その他相当な理由があると県が認めるときは、この限りではない。

(届出票等の保存)

第13条 届出票等の保存は、次のとおりとする。

- (1) 届出票 永年
- (2) 登録した電子媒体 永年

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、がん登録部会と協議のうえ別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成14年10月30日から施行する。

附 則

この要領は、平成15年9月16日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年3月23日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成28年3月1日から施行する。

2 がんセンター内登録室は、地域がん診療連携拠点病院以外の医療機関からの届出、出張採録並びに
遡り調査に対する謝金として、平成28年3月31日到着分までについて、1件につき200円を支払
うものとする。

愛媛県地域がん登録予後情報利用申請書

年 月 日

愛媛県保健福祉部健康衛生局健康増進課長 様

申請者 所在地
(電話番号)
医療機関名
医療機関長 印

当医療機関から愛媛県地域がん登録事業へ届出をした患者に関する情報の提供を受けたく、愛媛県地域がん登録事業実施要綱第9条第1項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1 利用目的（具体的に）

2 利用方法（具体的に）

3 提供情報

当医療機関から愛媛県地域がん登録に届出をした下記患者の死亡日（該当項目を選択）

年 月 日 から 年 月 日までの届出患者

提供を受けたい患者の「氏名」及び「生年月日」を明記した別紙を添付（様式任意、電子データ可）

【申請の際の留意事項】

○申請者の義務

申請者は、個人情報保護のための秘密の保持を前提に、提供情報の管理を適切に行い、申請によって知り得た患者の死亡日及び死亡した事実を他に漏らしてはならないこと。

○承認要件

- 1 提供情報の利用が、がん予防対策及びがん医療水準の向上に寄与するものであること。
- 2 申請者は、過去に愛媛県地域がん登録事業へ届出票を提出した医療機関の長であること。

○提供条件

提供情報は、当該医療機関から愛媛県地域がん登録事業へ届出を行った患者の死亡日のみとする。

愛媛県地域がん登録予後情報利用承認（不承認）書

第 号
年 月 日

申請者

（ 医療機関名 ）

（ 医療機関長 ）

様

愛媛県保健福祉部健康衛生局健康増進課長

平成 年 月 日付けで申請のあった愛媛県地域がん登録情報の利用について、
下記のとおり承認します（下記の理由により承認できませんので、御了承ください）。

記

（承認する場合）

- 1 利用目的
- 2 利用方法
- 3 提供情報

※提供情報を利用し、がん対策に係る分析・評価等の成果物がありましたら、提供願います。

（承認できない場合）

【承認できない理由】